

令和4年度第2回多古町地域公共交通会議

日時：令和4年11月1日（火）
午後2時～
会場：多古町役場2階第4会議室

次 第

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議題

議案第1号

中学生の通学におけるデマンドタクシーを活用した実証運行について

議案第2号

多古町循環バス常磐・中ルートの廃止日の決定について

議案第3号

多古町地域公共交通会議設置要綱の一部改正について

議案第4号

多古町地域公共交通会議事務局規程の制定について

議案第5号

多古町地域公共交通会議財務規程の制定について

4. 報告事項

(1) 空港シャトルバス工業団地経由の増便について

(2) デマンドタクシー利用者アンケートの実施結果について

5. その他

6. 閉会

議案第 1 号

中学生の通学におけるデマンドタクシーを活用した実証運行について

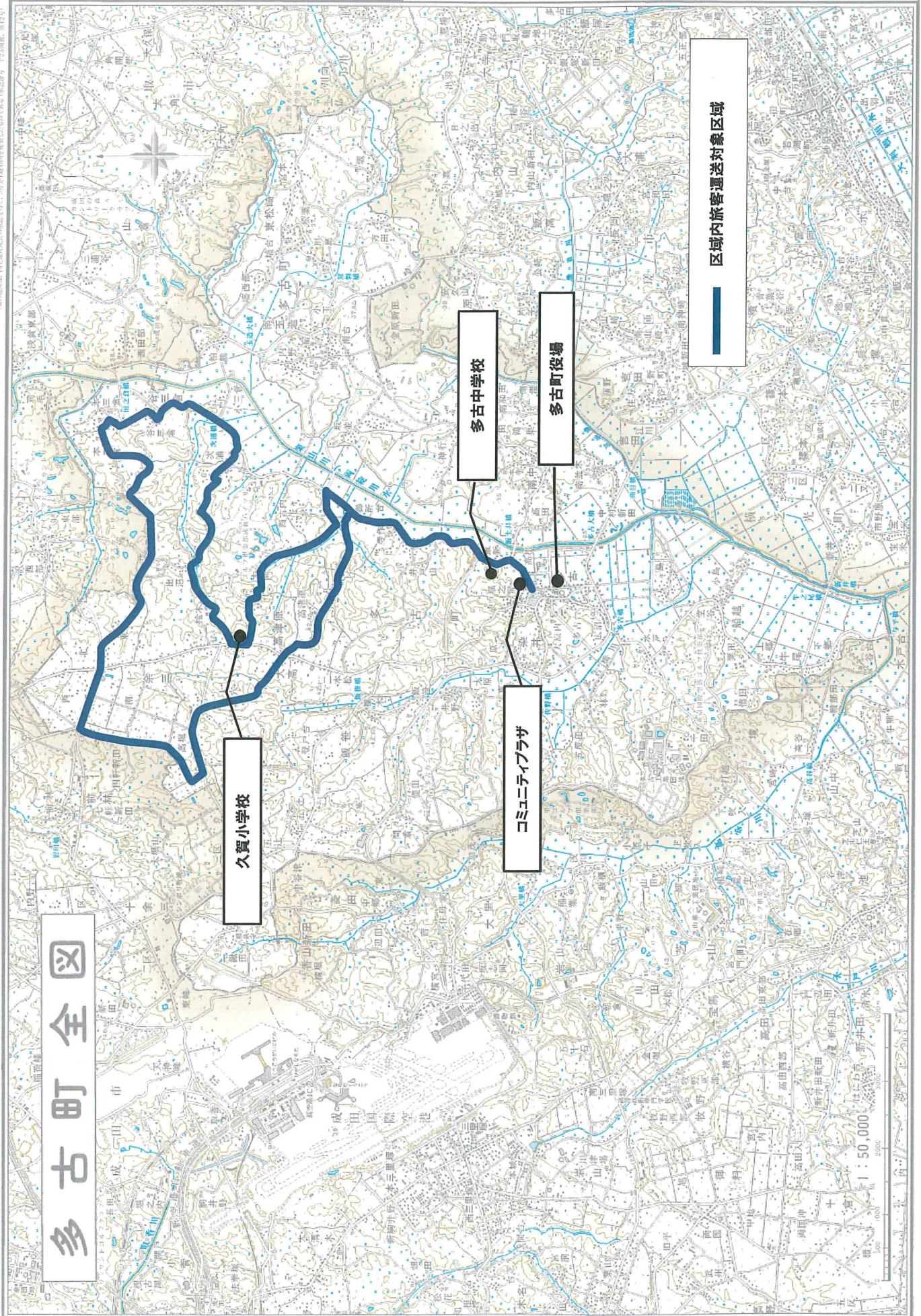
循環バス廃止による新たな公共交通のあり方について検討するため、通学手段の選択肢が減ってしまった中学生を対象に、デマンドタクシーを活用した実証運行を行う。また、これに伴いデマンドタクシーの運行時間を現行の 10 時間／日（午前 7 時 30 分～午後 5 時 30 分）から 10 時間 30 分／日（午前 7 時～午後 5 時 30 分）に変更する。なお、実証運行の概要については下記のとおりとする。

記

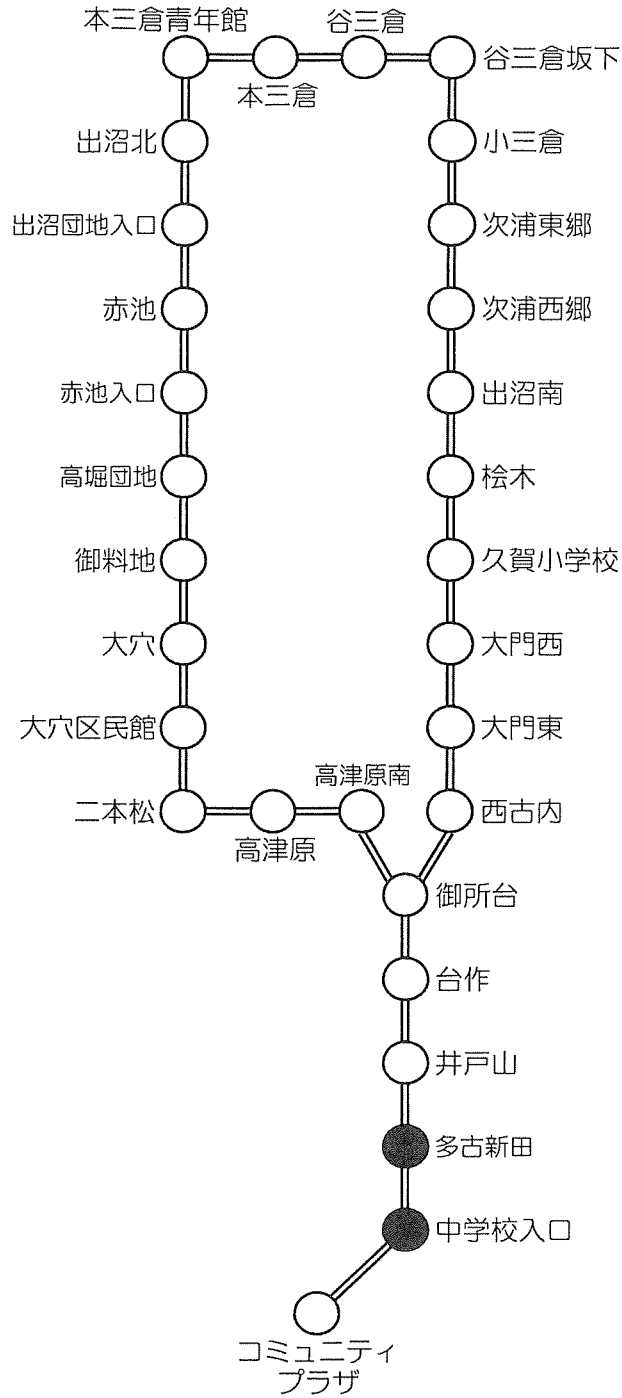
1. 対象者：自転車等自力での通学が困難な中学生（久賀地区のみ）で
利用者登録をした者 ※登下校のみ利用可
2. 開始時期：令和 5 年 1 月～（開始日については中学校と調整の上、決定）
3. 乗合旅客運送の態様
 - (1) 区域内旅客運送対象区域：別紙 1 参照
 - (2) 運行日：月曜～土曜（ただし祝日，年始を除く）
 - (3) 運行時間：午前 7 時～午後 5 時 30 分
※午前 7 時～7 時 30 分は中学生のみの利用とする。
 - (4) 乗降場所：旧循環バス久賀ルート停留所 ～ コミュニティプラザ
別紙 2 旧循環バス久賀ルート運行系統図参照
 - (5) 利用方法：事前に利用者登録の上、乗車日の 6 日前から前日までに予約
（予約受付時間：午前 7 時 30 分～午後 5 時）
4. 運賃等
 - (1) 登録料：1,000 円／人
 - (2) 運賃：現金利用 400 円／1 乗車
回数券利用 300 円／1 乗車
5. 運行委託事業者等
 - (1) 運行委託事業者：多古タクシー有限会社
 - (2) 運行台数：3 台（最大 9 名乗車可能）

現在のデマンドタクシーの概要

利用できる方	多古町民の方で次のいずれかに該当する方 ・運転ができない方（高校生までの方を除く） ・身体障害者手帳の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳の所持者 ・療育手帳の所持者 ・運転免許を返納された方 ・付添人（一人で乗り降り出来ない方は付添人登録が必要）
運行日	月曜～土曜 ※ただし祝日、年始を除く
利用時間	午前7時30分～午後5時30分 ※利用を希望する6日前～当日の1時間前までに予約
利用料金	現金利用●400円（1乗車） 回数券利用●300円（1乗車） ※回数券は10枚綴り3,000円（車内で販売）
運行範囲	多古町内
車両台数	3台



旧循環バス久賀ルート運行系統図



議案第 2 号

多古町循環バス常磐・中ルートについて、令和 5 年 10 月 1 日から廃止する。

1. 循環バス廃止に向けてのこれまでの経緯と現状について

平成 30 年 2 月開催の多古町地域公共交通会議の中で、循環バスの廃止、デマンドタクシーの拡充について既に確認しており、そのことを受けて、デマンドタクシーについて、令和 3 年 7 月に運行日を週 6 日（月曜～土曜）に拡大し料金の値下げを図った。また、本年 7 月からデマンドタクシーの運行車両を 2 台体制から 3 台体制とし、利用者増加への対応を進めるとともに更なる利便性の向上に努めている。

循環バスについては、令和 3 年 10 月 1 日に多古ルートを廃止、令和 4 年 10 月 1 日に久賀ルートを廃止した。

循環バスの年間利用者は、平成 20 年度の 43,052 人をピークに減少の一途をたどり、令和 3 年度については、ピーク時の 3 割弱の 11,929 人となっている。また、常磐・中ルートの令和 4 年 4 月～9 月（123 日）の利用者は延べ 2,203 人であり、令和 3 年度同時期に比べ、延べ 330 人減少（13%減）している。

また、運行費用に対する運賃収入は 1 割を大きく下回っており、加えて、車両更新の目安となる走行距離については、令和 4 年 9 月末時点で 73 万キロ余りと車両の老朽化が著しく、更新時期（目安：走行距離 50 万キロ）を大幅に過ぎている現状となっている。

2. 登下校の通学手段に関するアンケート調査結果について（常磐・中地区）

- ・アンケート調査実施期間：令和4年6月3日～6月10日
- ・対象：多古中学校全校生徒保護者
- ・全校生徒数：285名 回答者数：207名（回収率72.6%）
- ・常磐・中地区の生徒数：99名
- ・循環バス常磐・中ルート利用生徒数：10名

アンケート調査を検証した結果、循環バス常磐・中ルート廃止後に通学手段の確保が難しいと回答した生徒は1名であり、今後個別に対応する必要がある。

現在の循環バスの概要

運行日	月曜～金曜 ※土曜、日曜、祝日、年始は運休
運行	5便（早朝1便、午前2便、午後2便） 1周回あたりの運行時間は60分～90分
利用料金	大人（高校生以上）200円 中学生以下・障害者手帳所持者は無料
運行車両	29人乗りバス

●累計走行距離 730,448 km（令和4年9月末）

令和3年10月 循環バス 多古ルート廃止

令和4年10月 " 久賀ルート廃止

多古町循環バスの利用状況

年度	運行日数	常磐・中	(/日)	多古	(/日)	久賀	(/日)	合計	(/日)
H18	186	6,429	(34.6)	4,469	(24.0)	5,236	(28.2)	16,134	(86.7)
H19	247	11,216	(45.4)	14,452	(58.5)	9,435	(38.2)	35,103	(142.1)
H20	248	12,204	(49.2)	18,204	(73.4)	12,644	(51.0)	43,052	(173.6)
H21	247	12,741	(51.6)	18,681	(75.6)	10,568	(42.8)	41,990	(170.0)
H22	248	13,342	(53.8)	18,108	(73.0)	8,743	(35.3)	40,193	(162.1)
H23	248	13,524	(54.5)	15,602	(62.9)	8,712	(35.1)	37,838	(152.6)
H24	248	14,400	(58.1)	15,486	(62.4)	8,692	(35.0)	38,578	(155.6)
H25	246	13,220	(53.7)	16,284	(66.2)	8,047	(32.7)	37,551	(152.6)
H26	249	12,899	(51.8)	16,754	(67.3)	7,809	(31.4)	37,462	(150.4)
H27	248	11,416	(46.0)	14,383	(58.0)	8,488	(34.2)	34,287	(138.3)
H28	248	11,203	(45.2)	5,533	(22.3)	8,833	(35.6)	25,569	(103.1)
H29	247	9,882	(40.0)	5,101	(20.7)	6,540	(26.5)	21,523	(87.1)
H30	246	8,591	(34.9)	4,800	(19.5)	5,250	(21.3)	18,641	(75.8)
R元	245	7,328	(29.9)	3,483	(14.2)	5,579	(22.8)	16,390	(66.9)
R2	246	4,827	(19.6)	3,135	(12.7)	4,629	(18.8)	12,591	(51.2)
R3	122 (多古) 245 (久賀、常磐・中)	4,927	(20.1)	1,528	(12.5)	5,474	(22.3)	11,929	
R4 4月～9月	123	2,203	(17.9)			3,053	(24.8)	5,256	(42.7)

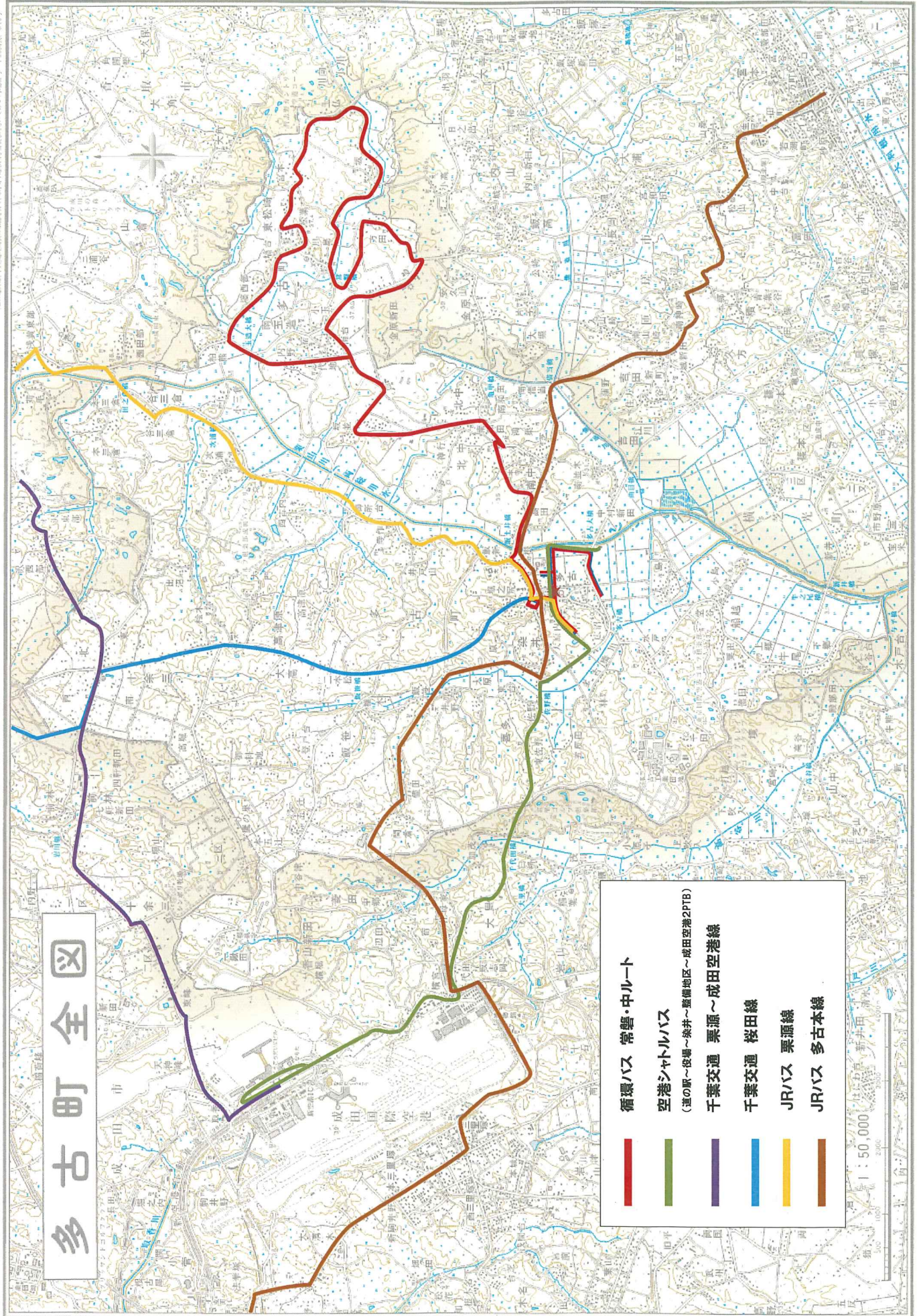
※累計走行距離は9月末時点

(km)

	累計走行距離
1日あたり走行距離	730,448
常磐・中	188

循環バスの収支状況

ルート	年度	H18 7月～	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4 4月～9月
常盤・中	運賃・回数券収入 (A)	1,180,900	1,536,500	1,235,791	1,180,445	1,227,554	1,152,684	1,231,072	1,040,794	972,453	980,487	936,857	908,576	830,095	754,253	567,571	641,641	223,600
	委託費 (B)	6,335,178	8,239,594	8,259,061	8,249,328	8,239,594	7,652,878	7,641,899	7,646,970	7,926,072	8,272,873	8,142,176	8,141,049	8,263,439	8,359,800	8,610,776	8,662,874	4,329,179
	利用者数 (C)	6,429	11,216	12,204	12,741	13,342	13,524	14,400	13,220	12,899	11,416	11,203	9,882	8,591	7,328	4,827	4,927	2,203
	回収率 (A/B)	18.6%	18.6%	15.0%	14.3%	14.9%	15.1%	16.1%	13.6%	12.3%	11.9%	11.5%	11.2%	10.0%	9.0%	6.6%	6.3%	5.2%
	客単価 (B/C)	985	735	677	647	618	566	531	578	614	725	727	824	962	1,141	1,784	1,758	1,965
多古	運賃・回数券収入 (A)	802,900	965,800	1,042,068	988,085	922,793	804,888	848,999	794,207	836,490	835,057	692,907	657,302	676,952	556,992	439,473	183,592	
	委託費 (B)	6,393,123	8,594,447	8,900,293	8,887,996	8,875,697	8,120,673	8,071,694	8,144,189	8,491,878	8,824,643	8,421,319	8,750,102	8,989,473	9,089,870	9,376,795	4,724,060	
	利用者数 (C)	4,469	14,452	18,204	18,681	18,108	15,602	15,486	16,284	16,754	14,383	5,533	5,101	4,800	3,483	3,135	1,528	
	回収率 (A/B)	12.6%	11.2%	11.7%	11.1%	10.4%	9.9%	10.5%	9.8%	9.9%	9.5%	8.2%	7.5%	7.5%	6.1%	4.7%	3.9%	
	客単価 (B/C)	1,431	595	489	476	490	520	521	500	507	614	1,522	1,715	1,873	2,610	2,991	3,092	
久賀	運賃・回数券収入 (A)	983,300	1,544,200	1,454,063	1,325,907	1,273,405	1,114,323	1,081,812	903,311	863,127	888,183	808,618	729,125	629,650	643,140	422,521	442,902	269,330
	委託費 (B)	6,451,155	8,395,914	8,416,641	8,406,276	8,395,914	7,816,214	7,813,596	7,730,162	8,104,986	8,487,348	8,360,019	8,355,883	8,481,320	8,561,128	8,842,381	8,897,138	4,446,337
	利用者数 (C)	5,235	9,435	12,644	10,568	8,743	8,712	8,692	8,047	7,809	8,488	8,833	6,540	5,250	5,579	4,629	5,474	3,053
	回収率 (A/B)	15.2%	18.4%	17.3%	15.3%	15.2%	14.3%	13.8%	11.7%	10.6%	10.5%	9.7%	8.7%	7.4%	7.5%	4.8%	5.0%	6.1%
	客単価 (B/C)	1,232	890	666	795	960	897	899	961	1,038	1,000	946	1,278	1,615	1,535	1,910	1,625	1,456
合計	運賃・回数券収入	2,967,100	4,046,500	3,735,912	3,494,437	3,423,752	3,071,895	3,161,883	2,738,312	2,672,070	2,703,727	2,438,382	2,295,003	2,136,697	1,954,385	1,429,565	1,168,135	492,930
	営業所収入 (回数券・定期券)	0	0	0	31,000	0	0	52,000	26,000	47,400	20,000	58,000	42,000	28,000	32,000	6,000	26,800	0
	収入計 (A)	2,967,100	4,046,500	3,735,912	3,525,437	3,423,752	3,071,895	3,213,883	2,764,312	2,719,470	2,723,727	2,496,382	2,337,003	2,164,697	1,986,385	1,435,565	1,194,935	492,930
	委託費	19,179,456	25,229,955	25,575,995	25,543,600	25,511,205	23,589,765	23,527,189	23,521,321	24,522,936	25,584,864	24,923,514	25,247,034	25,734,232	26,010,798	26,829,952	22,284,072	8,775,516
	臨時運行委託費	0	372,000	0	0	0	110,250	72,450	0	0	345,600	186,845	242,282	161,969	164,645	0	0	0
	支出計 (B)	19,179,456	25,601,955	25,575,995	25,543,600	25,511,205	23,700,015	23,599,639	23,521,321	24,522,936	25,930,464	25,110,359	25,489,316	25,896,201	26,175,443	26,829,952	22,284,072	8,776,516
	利用者数計 (C)	16,133	35,103	43,052	41,990	40,193	37,838	38,578	37,551	37,462	34,287	25,569	21,523	18,641	16,390	12,591	11,929	5,256
回収率 (A/B)	15.5%	15.8%	14.6%	13.8%	13.4%	13.0%	13.6%	11.8%	11.1%	10.5%	9.9%	9.2%	8.4%	7.6%	5.4%	5.4%	5.6%	
客単価 (B/C)	1,189	729	594	608	635	626	612	626	655	756	982	1,184	1,389	1,597	2,131	1,868	1,670	



議案第 3 号

多古町地域公共交通会議設置要綱の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、多古町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を置く。第 8 条の見出し中「その他」を「委任」に改め、同条を第 16 条とする。

第 7 条を第 8 条とし、同条の次に次の 7 条を加える。

(専門部会)

第 9 条 第 3 条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて交通会議に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 10 条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、多古町企画政策課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が指名する者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 11 条 交通会議の運営に要する経費は、国及び町等の負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第 12 条 交通会議に監査委員を 2 名置き、会長が指名する者をもって充てる。

2 監査委員は、交通会議の出納の監査を行い、その結果を書面により会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 13 条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償及び費用弁償)

第 14 条 委員等が会議等に出席したときには、予算の範囲内で報償を支給することができる。

2 委員等が職務のために旅行したときは、予算の範囲内で費用弁償として旅費を支給することができる。

(交通会議が解散した場合の措置)

第 15 条 交通会議が解散した場合は、交通会議の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

第 6 条第 7 項中「庶務」の次に「及び財務」を加え、「企画政策課」を「多古町企画政策課」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とする。

第 3 条各号列記以外の部分中「委員」を「交通会議の委員（以下「委員」という。）」に、「とし」を「をもって構成し」に改め、同条第 8 号を次のように改める。

(8) 学識経験者その他の町長が必要と認める者

第 3 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加え、同条を第 4 条とする。

(8) 成田土木事務所長又はその指名する者

第 2 条中第 3 号を第 6 号とし、第 2 号の次に次の 3 号を加え、同条を第 3 条とする。

(3) 交通計画の作成、評価及び変更に関する事項

(4) 交通計画の実施に関する事項

(5) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(事務所)

第 2 条 交通会議の事務所は、千葉県香取郡多古町多古 584 番地多古町役場内に置く。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

多古町地域公共交通会議設置要綱新旧対照表

改正案	現 行
<p>本則 (設置) 第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、多古町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を置く。 (事務所) 第2条 交通会議の事務所は、千葉県香取郡多古町多古584番地多古町役場内に置く。 (協議事項) 第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1)・(2) (略) (3) 交通計画の作成、評価及び変更に関する事項 (4) 交通計画の実施に関する事項 (5) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項 (6) (略) (委員) 第4条 交通会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者をもって構成し、町長が委嘱又は任命する。 (1)～(7) (略)</p>	<p>本則 (設置) 第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、多古町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を置く。 (新設) (協議事項) 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1)・(2) (略) (新設) (新設) (新設) (3) (略) (委員) 第3条 委員は、次に掲げる者とし、町長が委嘱又は任命する。 (1)～(7) (略)</p>

<p>(8) <u>成田土木事務所長又はその指名する者</u></p> <p>(9) <u>学識経験者その他の町長が必要と認める者</u> (任期) 第5条 (略) (会長及び副会長) 第6条 (略) (会議) 第7条 (略) 2～6 (略)</p> <p>7 <u>交通会議の庶務及び財務は、多古町企画政策課において処理する。</u> (協議結果の取扱い) 第8条 (略) (専門部会)</p> <p>第9条 第3条各号に掲げる事項について、<u>専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて交通会議に専門部会を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>専門部会の組織、運営その他の必要な事項は、会長が別に定める。</u> (事務局)</p> <p>第10条 <u>交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。</u></p> <p>2 <u>事務局は、多古町企画政策課に置く。</u></p> <p>3 <u>事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が指名する者をもって充てる。</u></p> <p>4 <u>事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</u> (経費の負担)</p> <p>第11条 <u>交通会議の運営に要する経費は、国及び町等の負担金、補助金その他の収入をもって充てる。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(8) <u>その他町長が必要と認める者</u> (任期) 第4条 (略) (会長及び副会長) 第5条 (略) (会議) 第6条 (略) 2～6 (略)</p> <p>7 <u>交通会議の庶務</u> は、<u>企画政策課</u>において処理する。 (協議結果の取扱い) 第7条 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	---

<p>(監査) 第12条 <u>交通会議に監査委員を2名置き、会長が指名する者をもって充てる。</u></p> <p>2 <u>監査委員は、交通会議の出納の監査を行い、その結果を書面により会長に報告しなければならない。</u></p> <p>(財務に関する事項) 第13条 <u>交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</u></p> <p>(報償及び費用弁償) 第14条 <u>委員等が会議等に出席したときには、予算の範囲内で報償を支給することができる。</u></p> <p>2 <u>委員等が職務のために旅行したときは、予算の範囲内で費用弁償として旅費を支給することができる。</u></p> <p>(交通会議が解散した場合の措置) 第15条 <u>交通会議が解散した場合は、交通会議の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。</u></p> <p>(委任) 第16条 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(その他) 第8条 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

この告示は、令和5年1月1日から施行する。ただし、第14条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

（平成 24 年 10 月 10 日告示第 67 号）

（設置）

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、多古町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

（事務所）

第 2 条 交通会議の事務所は、千葉県香取郡多古町多古 584 番地多古町役場内に置く。

（協議事項）

第 3 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (2) 町運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通計画の作成、評価及び変更に関する事項
- (4) 交通計画の実施に関する事項
- (5) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（委員）

第 4 条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって構成し、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町長
- (2) 一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (4) 町民又は利用者の代表
- (5) 千葉運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (7) 香取警察署長又はその指名する者
- (8) 成田土木事務所長又はその指名する者
- (9) 学識経験者その他の町長が必要と認める者

（任期）

第 5 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 交通会議に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

2 会長は、町長をもって充てる。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 委員は、事故その他やむを得ない理由により交通会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

4 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 交通会議は原則として公開とする。

7 交通会議の庶務及び財務は、多古町企画政策課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第8条 会議において協議が調った事項について、委員及び関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(専門部会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて交通会議に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、多古町企画政策課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が指名する者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 交通会議の運営に要する経費は、国及び町等の負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第12条 交通会議に監査委員を2名置き、会長が指名する者をもって充てる。

2 監査委員は、交通会議の出納の監査を行い、その結果を書面により会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第13条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償及び費用弁償)

第14条 委員等が会議等に出席したときには、予算の範囲内で報償を支給することができる。

2 委員等が職務のために旅行したときは、予算の範囲内で費用弁償として旅費を支給することができる。

(交通会議が解散した場合の措置)

第15条 交通会議が解散した場合は、交通会議の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(委任)

第16条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成28年3月16日告示第27号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第20号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(一年一月一日告示第一号)

(施行期日)

この告示は、令和5年1月1日から施行する。ただし、第14条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

議案第4号

多古町地域公共交通会議事務局規程を次のように定める。

○多古町地域公共交通会議事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この訓令は、多古町地域公共交通会議設置要綱（平成24年多古町告示第67号。以下「要綱」という。）第10条第4項の規定に基づき、多古町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関する事項
- (2) 交通会議の資料作成に関する事項
- (3) 交通会議の庶務及び財務に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

（事務局長等）

第3条 事務局に事務局長その他必要な事務局員を置く。

- 2 事務局長は、多古町企画政策課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、多古町企画政策課企画政策係の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 事務局の運営に関する事項
- (2) 物品の購入その他交通会議の運営に必要な契約の締結に関する事項
- (3) 出納に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し、必要な事項は、多古町文書規程（平成12年多古町訓令第3号）に準ずるものとする。

（職印の取扱い）

第6条 交通会議の職印の名称、形式、寸法、書体、管理者及び個数は、別表のとおりとする。

- 2 職印の管理及び使用等については、多古町公印規程（平成10年多古町訓令第2号）に準ずるものとする。


(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年1月1日から施行する。

別表(第6条関係)

名称	形式	寸法 (mm)	書体	管理者	個数
多古町地域公共交通会議会長之印	 The seal is square with a double-line border. Inside, the text '多古町地域公共交通会議会長之印' is arranged in a grid: '多' and '古' on the top row, '町' and '地' on the second row, '域' and '公' on the third row, '交' and '共' on the fourth row, '通' and '議' on the fifth row, '会' and '長' on the sixth row, and '之' and '印' on the seventh row.	方 21	てん書	事務局長	1

議案第5号

多古町地域公共交通会議財務規程を次のように定める。

○多古町地域公共交通会議財務規程(案)

(趣旨)

第1条 この訓令は、多古町地域公共交通会議設置要綱（平成24年多古町告示第67号。以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、多古町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 交通会議の予算は、国及び町等の負担金、補助金その他の収入をもって歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

3 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調整し、交通会議に諮り、その承認を得るものとする。

(予算の補正)

第3条 会長は、予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに交通会議に諮り、その承認を得るものとする。

(予算の区分)

第4条 予算の区分は、別表のとおりとする。

2 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表に定める以外の区分を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充当)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充当は、会長の決定により行うものとする。

(交通会議出納員等)

第6条 交通会議に出納員及び現金取扱員を置く。

2 出納員は、多古町企画政策課長をもって充てる。

3 現金取扱員は、多古町企画政策課企画政策係の職員をもって充てる。

(現金等の保管)

第7条 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れることとする。

(出納管理)

第8条 交通会議出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 現金出納簿

(3) その他必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく交通会議の決算を調整し、交通会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、要綱第12条第2項の規定による監査報告書を添えなければならない。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年1月1日から施行する。

別表(第4条関係)

歳入

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 国庫支出金	1 国庫補助金	1 国庫補助金
3 諸収入	1 雑入	1 雑入

歳出

款	項	目
1 総務費	1 総務費	1 会議費
		2 事務局費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

議案第 3 号 ●多古町地域公共交通会議設置要綱一部改正（案）概要

【改正の趣旨】

令和 2 年 11 月 27 日に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化法」という。）が改正され、地方公共団体による「地域公共交通計画」作成の努力義務化等が示された。また、現在、多古本線及び栗源線の 2 系統において交付を受けている乗合バス運行費に係る国庫補助（生活維持路線バス運行費補助金）を引き続き受けようとする場合、令和 6 年 6 月までに当該系統が通過するすべての自治体の地域公共交通計画において、その位置づけや補助事業活用の必要性等を記載することが条件となったことから、令和 5 年度中の「地域公共交通計画」の策定が必要となった。

なお、「地域公共交通計画」を策定するにあたっては、策定協議及び地域公共交通調査等事業補助金の申請等を行うため、活性化法に基づく協議会（以下「法定協議会」という。）の設置が必要であり、法定協議会の設置にあたっては、道路交通法に基づく「多古町地域公共交通会議」に必要な事項を加えることで設置が可能であることから、要綱を改正する。

議案第 4 号 ●多古町地域公共交通会議事務局規程（案）制定概要

【目的】

多古町地域公共交通会議設置要綱一部改正（案）に基づき、交通会議の業務を処理するための規程を制定し、円滑な事務処理を行うことを目的とする。

【事務内容】

令和 5 年度に策定予定である「多古町地域公共交通計画」に係る補助対象事業者は「法定協議会」であるため、補助金に係る申請等を行う。

議案第 5 号 ●多古町地域公共交通会議財務規程（案）制定概要

【目的】

多古町地域公共交通会議設置要綱一部改正（案）に基づき、交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関する事務を処理するための規程を制定し、円滑の財務処理を行うことを目的とする。

【事務内容】

令和5年度に策定予定である「多古町地域公共交通計画」に係る補助対象事業者は「法定協議会」であるため、予算に基づき、補助金の収受、委託料等の支出を行う。

報告事項 (1) 空港シャトルバス工業団地経由の増便について

多古→成田空港間シャトルバス時刻表

※赤字が増便予定 (案)

■成田空港第2ターミナルビル 行

	1号	3号	5号	7号	9号	11号	13号	15号	17号	19号	21号	23号	25号	27号	29号	31号	33号	35号	37号	39号	
多古→成田空港																					
道の駅多古			6:55	7:30	8:20	9:05	10:10	11:15	12:05	13:15	14:05	15:20	15:58	16:38	17:35	18:10	18:50	19:45			
多古町役場前	5:50	6:30	6:58	7:33	8:23	9:08	10:13	11:18	12:08	13:18	14:08	15:23	16:01	16:41	17:38	18:13	18:53	19:48	21:20	22:20	
多古台バスターミナル	5:53	6:33	7:01	7:36	8:26	9:11	10:16	11:21	12:11	13:21	14:11	15:26	16:04	16:44	17:41	18:16	18:56	19:51	21:23	22:23	
染井	5:56	6:36	7:04	7:39	8:29	9:14	10:19	11:24	12:14	13:24	14:14	15:29									
多古工業団地	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
整備地区	6:07	6:47	7:15	7:50	8:40	9:25	10:30	11:35	12:25	13:35	14:25	15:40	16:25	17:05	18:02	18:37	19:17	20:12	21:37	22:37	
成田空港第2ターミナルビル	6:19	6:59	7:27	8:02	8:52	9:37	10:42	11:47	12:37	13:47	14:37	15:52	16:37	17:17	18:14	18:49	19:29	20:24	21:49	22:49	

JR総武線快速	6:55	7:25	8:02	8:41	9:08	10:02	11:02	12:01	13:01	14:01	15:02	16:01	17:01	17:36	18:33	19:05	19:40	20:32	22:13	23:02
京成本線	6:30	7:15	7:44	8:11	9:18	9:47	10:52	12:11	12:52	14:12	14:52	16:11	16:51	17:32	18:28	19:13	19:52	20:52	22:17	22:57
成田スカイアクセス線		7:09	7:37	8:31	9:23	9:52	10:47	12:07	12:47	14:07	14:47	16:07	16:47	17:28	18:47	19:27	20:08	20:43	22:07	23:11
JR総武線快速		6:28	7:31		8:46	9:40	10:41	11:40	12:17	13:41	14:42	15:41	16:17	17:07	18:07	18:38	19:21	20:36	21:40	22:44
京成本線	6:16	6:36	7:31	7:59	8:44	9:49	10:50	11:50	12:30	13:50	14:50	15:50	16:30	17:09	18:11	18:51	19:37	20:41	21:37	22:24
成田スカイアクセス線	6:12		7:08	7:36	8:53	9:38	10:15	11:15	12:36	13:16	14:36	15:16	15:56	16:36	17:35	18:55	19:22	20:28	21:45	22:45

■多古方面 行

	2号	4号	6号	8号	10号	12号	14号	16号	18号	20号	22号	24号	26号	28号	30号	32号	34号	36号	38号	40号	
成田空港→多古																					
成田空港第2ターミナルビル	6:25	7:00	7:40	8:10	9:05	10:00	11:00	12:00	12:45	14:00	15:00	16:00	16:40	17:20	18:20	19:05	19:55	20:50	21:55	22:55	
整備地区	6:30	7:05	7:45	8:15	9:10	10:05	11:05	12:05	12:50	14:05	15:05	16:05	16:45	17:25	18:25	19:10	20:00	20:55	22:00	23:00	
染井	6:41	7:16	↓	↓	↓	10:16	11:16	12:16	13:01	14:16	15:16	16:16	16:56	17:36	18:36	19:21	20:11	21:06	22:11	23:11	
多古工業団地	↓	↓	7:58	8:28	9:23	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
多古台バスターミナル	6:44	7:19	8:06	8:36	9:31	10:19	11:19	12:19	13:04	14:19	15:19	16:19	16:59	17:39	18:39	19:24	20:14	21:09	22:14	23:14	
多古町役場前	6:47	7:22	8:09	8:39	9:34	10:22	11:22	12:22	13:07	14:22	15:22	16:22	17:02	17:42	18:42	19:27	20:17	21:12	22:17	23:17	
道の駅多古	6:50	7:25	8:12	8:42	9:37	10:25	11:25	12:25	13:10	14:25	15:25	16:25	17:05	17:45	18:45	19:30	20:20				

多古ー成田空港間シャトルバス時刻表

令和4年4月1日改正

■成田空港第2ターミナルビル 行

	1号	3号	5号	7号	9号	11号	13号	15号	17号	19号	21号	23号	25号	27号	29号	31号	33号	35号	37号	39号	
多古→成田空港																					
道の駅多古			6:55	7:30	8:20	9:05	10:05	11:15	12:05	13:15	14:05	15:20	16:05	16:45	17:35	18:10	18:50	19:45			
多古町役場前	5:50	6:30	6:58	7:33	8:23	9:08	10:08	11:18	12:08	13:18	14:08	15:23	16:08	16:48	17:38	18:13	18:53	19:48	21:20	22:20	
多古台バスターミナル	5:53	6:33	7:01	7:36	8:26	9:11	10:11	11:21	12:11	13:21	14:11	15:26	16:11	16:51	17:41	18:16	18:56	19:51	21:23	22:23	
柴井	5:56	6:36	7:04	7:39	8:29	9:14	10:14	11:24	12:14	13:24	14:14	15:29	16:14	16:54	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
多古工業団地	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
整備地区	6:07	6:47	7:15	7:50	8:40	9:25	10:25	11:35	12:25	13:35	14:25	15:40	16:25	17:05	18:02	18:37	19:17	20:12	21:37	22:37	
成田空港第2ターミナルビル	6:19	6:59	7:27	8:02	8:52	9:37	10:37	11:47	12:37	13:47	14:37	15:52	16:37	17:17	18:14	18:49	19:29	20:24	21:49	22:49	

↓ 空港第2ビル発上り方面行電車へ乗換 ↓

↓ 空港第2ビル発上り方面行電車へ乗換 ↓

※ 下線は各駅停車

JR総武線快速	6:55	7:25	8:02	8:41	9:08	10:02	11:02	12:01	13:01	14:01	15:02	16:01	17:01	17:36	18:33	19:05	19:40	20:32	22:13	23:02
京成本線	6:30	7:15	7:44	8:11	9:18	9:47	10:52	12:11	12:52	14:12	14:52	16:11	16:51	17:32	18:28	19:13	19:52	20:52	22:17	22:57
成田スカイアクセス線		7:09	7:37	8:31	9:23	9:52	10:47	12:07	12:47	14:07	14:47	16:07	16:47	17:28	18:47	19:27	20:08	20:43	22:07	23:11

■多古方面 行

JR総武線快速																					
京成本線	6:16	6:36	7:31	7:59	8:44	9:49	10:50	11:50	12:30	13:50	14:50	15:50	16:30	17:09	18:11	18:51	19:37	20:41	21:37	22:24	
成田スカイアクセス線	6:12		7:08	7:36	8:53	9:38	10:15	11:15	12:36	13:16	14:36	15:16	15:56	16:36	17:35	18:55	19:22	20:28	21:45	22:45	

↓ 空港第2ビル駅到着電車から乗換 ↓

↓ 空港第2ビル駅到着電車から乗換 ↓

	2号	4号	6号	8号	10号	12号	14号	16号	18号	20号	22号	24号	26号	28号	30号	32号	34号	36号	38号	40号	
成田空港→多古																					
成田空港第2ターミナルビル	6:25	7:00	7:40	8:10	9:05	10:00	11:00	12:00	12:45	14:00	15:00	16:00	16:40	17:20	18:20	19:05	19:50	20:50	21:55	22:55	
整備地区	6:30	7:05	7:45	8:15	9:10	10:05	11:05	12:05	12:50	14:05	15:05	16:05	16:45	17:25	18:25	19:10	19:55	20:55	22:00	23:00	
柴井	6:41	7:16	↓	↓	9:21	10:16	11:16	12:16	13:01	14:16	15:16	16:16	16:56	17:36	18:36	19:21	20:06	21:06	22:11	23:11	
多古工業団地	↓	↓	7:58	8:28	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
多古台バスターミナル	6:44	7:19	8:06	8:36	9:24	10:19	11:19	12:19	13:04	14:19	15:19	16:19	16:59	17:39	18:39	19:24	20:09	21:09	22:14	23:14	
多古町役場前	6:47	7:22	8:09	8:39	9:27	10:22	11:22	12:22	13:07	14:22	15:22	16:22	17:02	17:42	18:42	19:27	20:12	21:12	22:17	23:17	
道の駅多古	6:50	7:25	8:12	8:42	9:30	10:25	11:25	12:25	13:10	14:25	15:25	16:25	17:05	17:45	18:45	19:30	20:15				

報告事項 (2)

デマンドタクシー利用者アンケートの実施結果について

対象：デマンドタクシー利用者 280名

(デマンドタクシーの登録者で、令和3年4月～令和4年7月に利用された者)

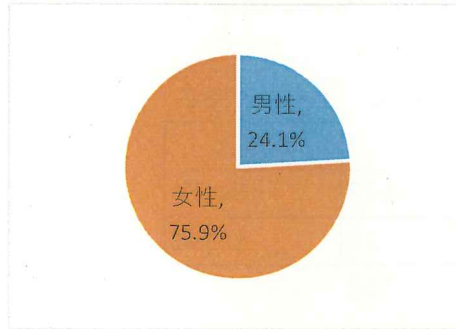
実施期間：令和4年9月5日(月)～9月30日(金)

実施内容：アンケート調査票を該当者に郵送

回収率：59.6% (167人 / 280人)

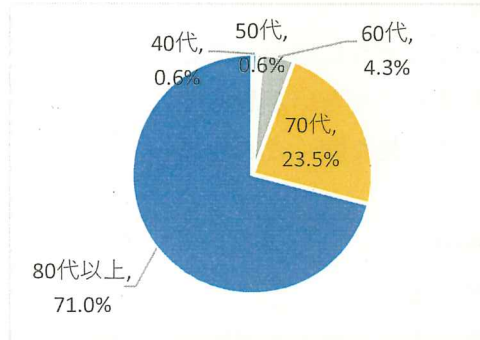
【1-1】性別 回答：108名

		構成比
男性	26	24.1%
女性	82	75.9%
計	108	



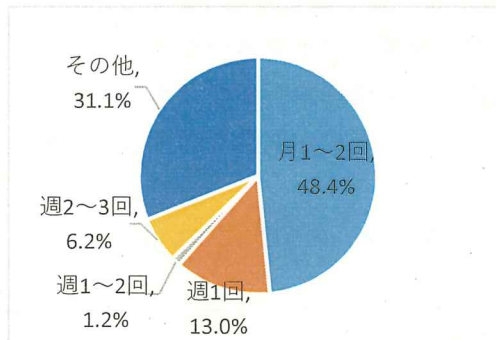
【1-2】年代 回答：162名

		構成比
40代	1	0.6%
50代	1	0.6%
60代	7	4.3%
70代	38	23.5%
80代以上	115	71.0%
計	162	



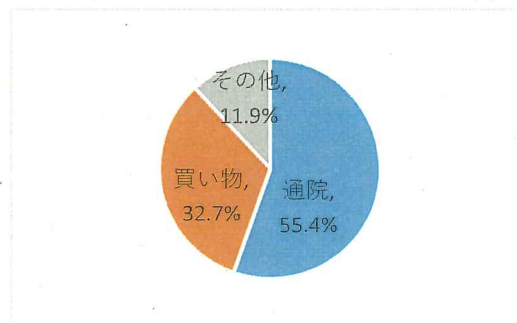
【2】利用頻度 回答：161名

		構成比
月1～2回	78	48.4%
週1回	21	13.0%
週1～2回	2	1.2%
週2～3回	10	6.2%
その他	50	31.1%
計	161	



【3】利用目的 (複数回答可)

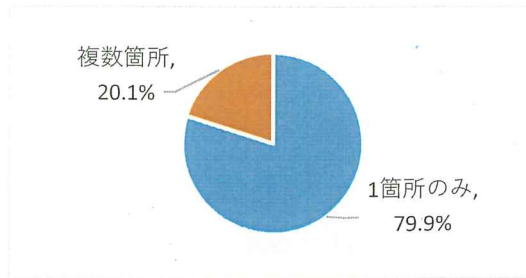
		構成比
通院	149	55.4%
買い物	88	32.7%
その他	32	11.9%
計	269	



その他回答記述 役場、銀行、外食、美容院、葬儀、習い事 等

【4】主な1日の利用状況 回答：154名

		構成比
1箇所のみ	123	79.9%
複数箇所	31	20.1%
計		154

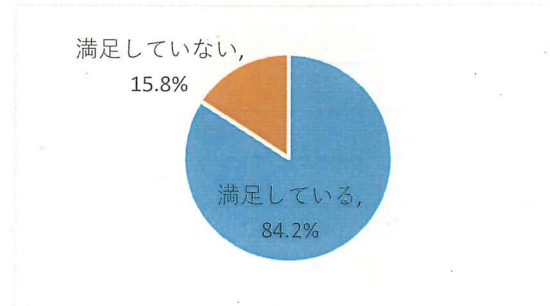


※1箇所のみ移動（自宅→病院、病院→自宅 など）

複数箇所の移動（自宅→役場、役場→スーパー、スーパー→自宅 など）

【5】現在の運行について 回答：158名

		構成比
満足している	133	84.2%
満足していない	25	15.8%
計		158



満足している：理由)

- ・家まで来てくれてほんとうに助かっています
- ・親切な運転手さんでありがたいと思っています
- ・大変助かっています。長く続くことを願っています

満足していない：理由)

- ・予約できない時がある
- ・出かける時は時間に来てくれますが帰宅する時に1時間位待たされるのが困ります
- ・2,3分で済む用事でも一度下車したら予約。5分位でしたら待つてほしい
- ・コメリ→セイミヤ、本屋、ヤックス→セイミヤなど近距離でも歩けないので、その都度料金支払いは生活に負担がかかるので諦めています。不便です
- ・複数カ所の移動の場合、予約が面倒なのでついやめてしまう

【6】今後のデマンドタクシーの予約について

回答：156名

		構成比
これまで通り電話予約だけで良い	151	96.8%
インターネットでも予約できると良い	5	3.2%
計		156

